

野田市告示第37号

野田市高額療養費貸付基金条例施行規則（昭和61年野田市規則第3号）の
廃止に伴い、同規則の施行に関し必要な様式のひな型は、公示の日から廃止す
る。

令和5年3月7日

野田市長 鈴木 有

年 月 日

(宛先)野田市長

申請者 住所
(世帯主) 氏名 ㊟
電話

野田市高額療養費貸付申請書

野田市高額療養費貸付基金条例施行規則第3条の規定により貸付けを受けたいので申請します。

被 保 険 者 記号・番号		療 養 を 受 け た 者	氏 名 生年月日	年 月 日生	世帯主 と の 続 柄	
① 同一の療養取扱機関 等で診療を受けた期間	年 月 日から同 月 日までの 日間					
② ①の期間における法 定給付の診療費総点数	点					
③ ②に対する一部負担 点数	点					
療養取扱機関等の証明欄	<p style="text-align: center;">上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所在地 名 称 ㊟</p>					
持参するもの	被保険者証 ・ 印 鑑					

※ この欄から下は記入しないでください。

①自己負担金	②自己負担限度額	③高額療養費給付見込額 (① - ②)	④貸付金額 (③×0.9)
円	円	円	円

貸付金額	円	貸付	決 定 ・ 却 下
------	---	----	-----------

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市高額療養費貸付決定通知書

年 月 日付で申請のあった野田市高額療養費貸付けについて、内容を審査した結果、次のとおり決定したので通知します。

被保険者 記号・番号	療養を 受けた者	氏名	年 月 日生	世帯主 との 続 柄
		生年 月日		
貸付けの 適 否	決 定 ・ 却 下			
貸付金額	円			
却下の場合 の 理 由				

(注) 貸付けの決定を受けた者は、次の書類を市長に提出してください。

- 1 野田市高額療養費貸付金借用書
- 2 委任状

教示

1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

年 月 日

(宛先)野田市長

借受人 住所
氏名 ⑩

連 帯 住所
保証人 氏名 ⑩

野田市高額療養費貸付金借用書

金 円

上記の金額、確かに借用いたしました。

ただし、貸付金は高額療養費の支給日に返済いたします。

委 任 状

私は、野田市長を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 野田市高額療養費貸付基金条例第4条に規定する資金の貸付金額と同額の の
年 月診療分の高額療養費 円を受領すること。
- 2 代理受領した高額療養費を野田市高額療養費貸付基金に償還すること。

年 月 日

住 所

氏 名



年 月 日

(宛先)野田市長

借受人 住 所
氏 名



野田市高額療養費借受人氏名等変更届

野田市高額療養費貸付基金条例施行規則第5条の規定により次のとおり届けます。

	変 更 前	変 更 後
住 所		
氏 名		
そ の 他		
※ この欄から下は死亡したとき記入してください。		
死亡年月日	年 月 日	被保険者記号・番号
死亡者住所		死 亡 者 氏 名

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市高額療養費貸付金精算通知書

野田市高額療養費貸付基金条例施行規則第6条の規定により高額療養費の精算をいたしますので通知いたします。

高額療養費決定額 (ア)	円
高額療養費貸付額 (イ)	円
高額療養費精算額(ア)－(イ)	円
(1) 上記のとおり 円不足しますので別紙納付書により最寄りの金融機関に納めてください。	
(2) 上記のとおり 円をあなたの預金口座(銀行 支店 普通当座 号)に振込みました。	

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市高額療養費貸付金返還通知書

野田市高額療養費貸付基金条例第6条の規定により下記のとおり返還金を納付期限までに納入してください。

記

貸付番号	貸付金額	返還金額
	円	円
納付期限	年 月 日	
返還理由		